

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書 令和6年6月27日 (あて先) さいたま市長 提出者 住 所 東京都品川区東品川4-1-8 氏 名 あすか創建株式会社 代表取締役社長 齋藤徹也 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3474-0905 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	あすか創建株式会社 東部導管事業所 さいたま市内各工事
事業場の所在地	東部導管事業所（住所：東京都板橋区板橋2-9-3） さいたま市管轄区域内各所
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D建設業－0839設備工事業 その他の管工事業（ガス配管工事）
② 事業の規模	223,408万円
③ 従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類⇒破碎⇒再生利用（再生アスコン等） ・汚泥⇒脱水・固化⇒再生利用 ・混合廃棄物⇒分別・破碎⇒管理型埋立

(管理体制図)

(管理体制図)

社長 — C S R 委員会 (環境管理責任者・役員・本部長・事業部長・事業所長)

|

| — 環境管理責任者 (プロセス管理部長) — 産廃管理者 (プロセス管理部担当者)

|

| — 環境実施責任者 (事業所長) — マニフェスト管理担当者

|

| — 産廃管理責任者 (グループマネージャー)

|

| — 産廃管理担当者 (監督者)

|

産廃処理受託者 (協力企業)

① 現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	【別紙のとおり】	【別紙のとおり】
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 狭幅掘削・非開削工法の導入による非出制御の取組 ・ 工事掘削溝周辺の舗装影響を抑え復旧面積を縮減する。 ・ 他埋設物損傷による掘削面積及び復旧面積の拡大を防止する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	【別紙のとおり】	【別紙のとおり】
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 産業廃棄物排出要因の大部分は道路へのガス管等の埋設工事であり、排出量は企業者の安定供給・保安対策による工事量の増減に深く関係することから、前年度同様、「工法の検討」及び「工事起因による排出拡大をさせない」ことによる排出制御に取り組んでいく。		

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・排出する廃棄物のほとんどが道路掘削により発生することから、引き続き廃棄物の分別と他廃棄物の混入防止に努めていく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	【別紙のとおり】	【別紙のとおり】
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・健全で信頼のおける処理業者と適切な処理委託契約を締結する。 ・排出するすべての廃棄物は「廃棄物管理票」により適切な処理を監視する。 ・処理委託先情報を共有し、信頼関係を築く。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	【別紙のとおり】	【別紙のとおり】
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェスト発行率を上げ、より高いレベルのコンプライアンスを目指す。 ・電子委託契約を推進することにより、契約書の保管・管理の効率化及びペーパレス化を図る。 ・廃棄物処理の適正化を確保するため、関係法令・規制類を遵守し、分別管理を徹底するとともに、3Rのさらなる推進に取り組む。 ・引き続き、優良処理業者情報を活用し、施設の利用促進を図り適正処理を推進する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

(2面-2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現 状	【前年度（令和 5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	建設混合 廃棄物				
	排 出 量	1046.5 t	18.3 t	2.5 t	t	t	t	t
② 計 画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	建設混合 廃棄物				
	排 出 量	994.17 t	17.38 t	2.37 t	t	t	t	t

(4面-2)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現 状	【前年度（令和 5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	建設混合 廃棄物				
	全 処 理 委 託 量	1046.5 t	18.3 t	2.5 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	0.51 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1046.5 t	18.3 t	2.5 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t

(5面-2)

② 計 画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	建設混合 廃棄物				
	全 処 理 委 託 量	994.17 t	17.38 t	2.37 t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	0.51 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	994.17 t	17.38 t	2.37 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t